

杉並区立西宮中学校・宮前図書館 改築検討懇談会運営要綱

令和 4 年 8 月 1 日
杉 教 第 2 7 5 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区立西宮中学校・宮前図書館改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、杉並区立西宮中学校における杉並区立宮前図書館との複合化を視野に入れた改築に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 改築における基本的な方針に関すること。
- (2) その他改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、令和6年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者	2名
西宮中学校通学区域内に存する町会の代表	6名
西宮中学校PTAの代表	1名
西宮中学校学校運営協議会の代表	3名以内
西宮中学校学校支援本部の代表	1名
西宮中学校区を担当する青少年委員	2名

高井戸第二小学校PTAの代表	1名
高井戸第四小学校PTAの代表	1名
松庵小学校PTAの代表	1名
久我山小学校PTAの代表	1名
図書館関係者	3名以内
西宮中学校校長	1名
西宮中学校副校長	1名
高井戸第二小学校校長	1名
高井戸第四小学校校長	1名
松庵小学校校長	1名
久我山小学校校長	1名